

新熊谷学校給食センター整備事業に関する特定事業の選定

熊谷市（以下「市」という。）は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「P F I 法」という。）第 7 条の規定により、「新熊谷学校給食センター整備事業」（以下「本事業」という。）を特定事業として選定したので、同法第 11 条第 1 項の規定により、特定事業の選定に当たっての客観的評価の結果を公表する。

令和 7 年 3 月 21 日

熊谷市長 小林 哲也

新熊谷学校給食センター整備事業

特定事業の選定

令和 7 年 3 月 21 日

熊谷市

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

新熊谷学校給食センター整備事業

(2) 対象となる公共施設等の種類

学校給食センター

(3) 公共施設等の管理者

熊谷市長 小林 哲也

(4) 事業目的

本市では「学校給食法」(昭和 29 年法律第 160 号)の目的である「学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図る」ため、「熊谷市立学校給食センター設置条例」に基づき、学校給食の実施に必要な施設である学校給食センターを設置している。現在の学校給食センターによる児童・生徒への給食の調理・提供は、昭和 56 (1981) 年に熊谷学校給食センター、昭和 57 (1982) 年に江南学校給食センターの稼働を開始し、センターから給食提供しない小・中学校では自校調理方式を採用し行っている。

現在の熊谷学校給食センター及び江南学校給食センターは、稼働開始後 40 年が経過して施設・設備の老朽化が進んでおり、現在、求められている衛生管理基準への適合や、アレルギー対応等、解決すべき課題が山積し、自校式の給食室についても同様の課題がある。

これらの状況を改善するため、本市は令和 5 年 12 月に「新熊谷学校給食センター整備基本計画」を策定し、現在の 2 つの学校給食センターは早期に建て替え、現熊谷及び現江南の両学校給食センター並びに自校式給食室を 1 施設に集約し、提供食数最大約 13,000 食規模の新学校給食センターの整備方針を定めたところである。

本事業は、解体・設計・整備・維持管理・運営を民間事業者が一貫して実施することにより、民間事業者の創意工夫やノウハウが発揮され、効率的かつ効果的な運営環境が創出できる PFI 手法を導入し、安心・安全な学校給食を安定的に提供することを目的として実施するものである。

(5) 本事業の基本方針

基本方針 1) 学校給食衛生管理基準への対応

- a. HACCP※の考え方に沿った工程管理を導入し、徹底した衛生管理を実現するため、衛生管理システムを構築します。
- b. 「調理後 2 時間以内の喫食」が可能な場所に立地し、配送車両を配置します。
- c. ドライシステムを導入するとともに、作業動線が交差しない作業形態とし、施設内の「汚染作業区域」・「非汚染作業区域」・「その他の区域」を明確に分離します。

※ HACCP (Hazard Analysis and Critical Control Point)

食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、それらの危害要因を除去又は低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法です。

基本方針２）温かい給食等の提供

保温効果の高い食缶の導入やコンテナ等の整備により、温かいものは温かいまま、冷たいものは冷たいまま提供するなど、可能な限り、自校式の良さも取り入れていきます。

基本方針３）食育の推進

- a. 食に対する正しい理解や望ましい食習慣を養うことが可能となるよう、食育を推進する施設とします。
- b. 地元の食材を活用できる施設とします。また、米料理を提供するために、炊飯設備を整備します。
- c. オンラインによる調理場の見学や食に関する研修等に対応できるように整備・設備導入を図ります。
- d. 自校式の良さも取り入れ、学校と連携しながら食育の充実を図ります。
- e. 食器は、トレイ・飯椀・汁椀・深皿・小皿とします。

基本方針４）食物アレルギー対応食の提供

食物アレルギーのある児童・生徒に対応した給食を提供するため、アレルギー対応食専用の調理室を整備します。

基本方針５）災害対応・地域循環型社会への貢献

- a. 災害時に、炊き出し可能な防災機能を備えた調理器具等を整備します。
- b. 残渣^{ざんさ}のたい肥化等を推進し、地域循環型社会に貢献する施設とします。

（６）事業内容

ア 事業方式

本事業は、P F I 法に基づき、市が所有する土地に事業者自らが本施設の設計及び建設を行い、竣工後に市に施設等の所有権を移転した後、維持管理・運營業務等を実施する方式（B T O : Build Transfer Operate）により実施する。

イ 事業実施スケジュール（予定）

事業スケジュールは、概ね次のとおりである。

項目	事業スケジュール
事業契約締結	令和 7 年 12 月
設計及び第 1 工区建設期間	令和 7 年 12 月～令和 10 年 8 月（33 か月）
配膳室改修期間（学校長期休暇期間）	令和 9 年 7 月～8 月及び令和 10 年 7 月～8 月
第 2 工区既存施設撤去及び建設期間	令和 10 年 7 月～令和 11 年 3 月（9 か月）
第 3 工区既存施設撤去期間	令和 11 年 4 月～令和 11 年 8 月（5 か月）
本学校給食センター施設の所有権移転	令和 10 年 7 月まで
開業準備期間	令和 10 年 7 月～令和 10 年 8 月（2 か月）
維持管理・運営期間	令和 10 年 9 月～令和 25 年 7 月（15 年間）

ウ 事業者の業務範囲

事業者が行う主な業務の範囲は、次のとおりとする。

(ア) 施設整備業務

(ア－１) 設計・建設業務

- (a) 事前調査業務
- (b) 設計業務
- (c) 建設業務
- (d) 工事監理業務
- (e) 調理設備調達業務
- (f) 調理備品調達業務（食器・食缶等を含む）
- (g) 事務備品調達業務
- (h) 学校配膳室改修業務
- (i) 学校配膳室の什器、備品等調達業務
- (j) 近隣対応・対策業務
- (k) 設計、建設に伴う各種許認可申請等の手続業務
- (l) その他必要な関連業務

(ア－２) 解体工事等業務

- (a) 事前調査業務
- (b) 解体設計業務
- (c) 解体工事業務
- (d) 廃棄物処分業務
- (e) 近隣対応・対策業務
- (f) 解体に伴う各種許認可申請等の手続業務
- (g) その他必要な関連業務

(イ) 開業準備業務

(ウ) 維持管理業務

- (a) 建物保守管理・修繕業務（外構、用水路地先管理等も含む）
- (b) 建築設備保守管理・修繕業務
- (c) 調理設備保守管理・修繕業務
- (d) 運営備品保守管理業務（調理備品、学校配膳室備品の修繕・補修・更新を含む）
- (e) 事務備品保守管理・修繕業務
- (f) 清掃業務（定期的な建物清掃）
- (g) 警備業務
- (h) その他関連業務（長期修繕計画作成等を含む）

(エ) 運営業務

- (a) 調理業務（食器・食缶等洗浄消毒保管業務、日常の検収等を含む）
- (b) 配送・回収業務（配送車両調達及び車両維持管理等も含む）
- (c) 衛生管理業務（調理エリアの日常清掃、廃棄物の分別・脱水処理業務）
- (d) その他関連業務（光熱水費・使用量のデータ管理、食育支援、広報支援等）

エ 市が行う業務

運營業務のうち、市が実施するものは次のとおりである。

- (a) 食材調達業務
- (b) 食材検収業務補助
- (c) 食数調整業務
- (d) 検食業務
- (e) 献立作成・栄養管理業務
- (f) 衛生管理・調理指示業務
- (g) 光熱水費の負担、支払い
- (h) 脱水等処理後の残渣回収・処理
- (i) 給食費徴収管理業務
- (j) 配送校の調整業務
- (k) 配膳業務
- (l) 食育業務
- (m) 広報業務（見学者対応含む）
- (n) 市職員用事務室に関する引越し業務

オ 事業者の収入

本事業における事業者の収入は、上記ウに示す各業務を行うことに対して、市は事業者にサービス対価を支払う。

（７）施設の概要

ア 敷地条件

項目	内容
建設予定地	熊谷市原島字窪ヶ谷戸 173 番、174 番、代字八幡 1378 番 1 他
敷地面積	約 15,000 m ² （第 1 工区及び第 2 工区） 上記の外、工事範囲として第 3 工区を含む。
都市計画区域	市街化調整区域、用途地域指定なし
防火・準防火地域	指定なし
建ぺい率	60%
容積率	200%
上水道	あり
下水道	なし（排水処理施設が必要）
ガス	なし（都市ガス中圧管を延伸し利用を想定）
土地の所有者	熊谷市
備考	用水路があり、付替えが必要 付替えと排水については、大里用水土地改良区と協議が必要

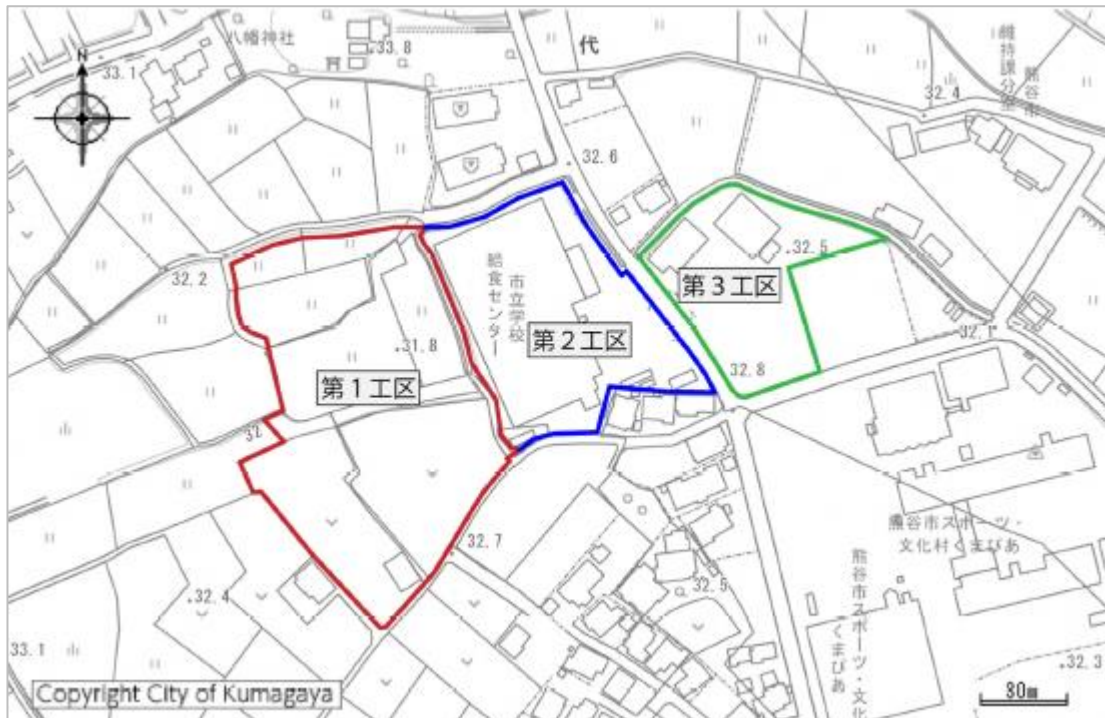
イ 工区分け

本事業の工事は、本件工事対象エリアを次のとおり 3 つの「工区」に分割して実施する。

第 1 工区：本件土地の西側部分であり、新熊谷給食センター本体建屋を配置するエリア

第 2 工区：本件土地のうち、既存の熊谷学校給食センター用地

第 3 工区：第 2 工区と市道を挟んで東側の用地



ウ 規模及び機能

項目	内容
構造	事業者提案による
延床面積	事業者提案による
献立数	小・中学校 3 献立（小学校 2 献立、中学校 1 献立）
最大食数	13,000 食／日程度
アレルギー対応食	130 食／日（最大食数に含む）

2 市が直接事業を実施する場合とP F I 事業で実施する場合の評価

(1) 評価方法

本事業をP F I 事業として実施することにより、事業期間を通じて市の財政負担額の削減を期待できること及び公共サービス水準の向上を期待できることなどを視点に、以下の評価を行った。

- ・市の財政負担額による定量的評価
- ・P F I 事業として実施することの定性的評価
- ・上記による総合的評価

なお、市の財政負担額の算定に当たっては、将来の費用と見込まれる財政負担額の総額を算出の上、これを現在価値に換算することにより評価を行った。

(2) 市の財政負担額による定量的評価

ア 市の財政負担額の算出条件

市が、本事業を自ら実施する場合及びP F I 事業として実施する場合の財政負担額の算定に当たり、設定した主な算出条件は次の表のとおりである。

なお、これらの算出条件は、市が独自に設定したものであり、実際の事業者の提案内容を制約するものではない。

(ア) 事業費などの算出条件

項目	市が自ら実施	P F I 事業による実施	算出条件
a 設計、建設等業務に係る費用	・調査業務費 ・設計業務費 ・建設業務費 ・配膳室改修業務費 ・工事監理業務費	・調査業務費 ・設計業務費 ・建設業務費 ・配膳室改修業務費 ・工事監理業務費 ・建中金利 ・開業費	○市が自ら実施する場合 ・設計、建設等に係る費用については、モデルプラン及び類似学校給食センターの実績、並びに事業者からの見積りに基づき設定。 ・維持管理、運營業務に係る費用については、既存学校給食センターの実績及び類似事例、並びに事業者からの見積りを踏まえて設定。
b 維持管理、運營業務に係る費用	・開業準備業務費 ・建物・維持管理業務費 ・運營業務費	・開業準備業務費 ・建物・維持管理業務費 ・運營業務費 ・S P C 経費、税・配当分	○P F I 事業により実施する場合 ・民間事業者による創意工夫の発揮によりコスト削減が実現するものとして設定。

※S P C : Special Purpose Company の略。複数の企業が事業体を組んで本事業のために設立する特別目的会社のこと。

項目	市が自ら実施	P F I 事業による 実施	算出条件
c その他の費用	—	・公租公課 ・アドバイザー費 ・直接協定締結支援費 ・モニタリング費 等	○ P F I 事業により実施する場合 ・公租公課及び P F I 事業実施に係るアドバイザー費、直接協定支援費、モニタリング費等を計上
d 資金調達方法	・交付金 ・地方債 ・一般財源	【市】 ・交付金 ・地方債 【民間事業者】 ・市からの一括払分 ・自己資本 ・銀行借入（金利含む）	○ P F I 事業により実施する場合 【自己資本】 ・出資金 【銀行借入条件】 ・返済期間：15 年（据置なし） ・利率：金融機関からの借入を想定し設定

（イ）V F Mの算出条件

項目	値	算出条件
a 割引率	0. 455%	直近の長期国債表面利率等を踏まえて設定
b 物価上昇率	—	事業期間中の物価変動は考慮せず （募集公告時点までの物価上昇を想定し考慮）
c リスク調整値	—	リスクの実績データが蓄積されておらず、定量化が困難であることから、V F Mの値を保守的に評価する方針とし、P F I 事業者に移転されるリスク調整額は考慮していない

※V F M：Value for Money の略。支払（Money）に対して最も価値の高いサービス（Value）を供給する考え方のこと。ここでは、市が自ら実施する場合と P F I 事業による実施の場合の財政負担額の削減割合を意味している。

イ 財政負担額の比較

前述の算出条件に基づいて、市が自ら実施する場合及び P F I 事業で実施する場合の財政負担額を現在価値換算の上で比較すると、P F I 事業で実施する場合は 5.6%の財政負担額縮減が見込まれる結果となった。

(3) P F I 事業として実施することの定性的評価

本事業をP F I 事業により実施する場合、市の財政負担額縮減の可能性といった定量的な効果に加え、次のような定性的な効果が期待できる。

ア サービスの質の向上・維持

本事業においては、事業者が有する設計、建設、維持管理、運営の専門的な知識やノウハウを活用することにより、本施設の機能の向上や給食提供の確実性、安全性、効率性が図られ、良質かつ効率的な学校給食サービスが期待できる。

イ 設計・建設・維持管理・運營業務の一括発注による事業の効率化

設計、建設、維持管理、運営まで一括して事業者委ねることにより、維持管理・運營業務を担う者の意向を踏まえた施設整備が可能になるなど、事業の合理化や効率化が期待できる。

ウ リスク分担の明確化による事業の安定運営

最も適切にリスクを管理することのできる者が当該リスクを担当するとの考え方にに基づき、市と事業者が適正にリスクを分担することにより、事業全体のリスクの低減が図られるとともに、リスク顕在時における適切かつ迅速な対応・過度な費用負担の抑制が可能となり、安定した事業運営が期待できる。

エ 財政支出の平準化（及び可視化）

民間資金を活用することで、市は事業期間終了までの間に初期整備費を含めた事業費を分割して支出することが可能となり、財政負担の平準化が図られる。

(4) 総合的評価

本事業は、P F I 事業として実施することにより、市が自ら実施する場合に比べ、事業期間全体を通じた市の財政負担額について、実施金額ベースで 5.1%、現在価値ベースで 5.6%の縮減を期待することができる。

また、効果的・効率的な事業実施による公共サービス水準の向上、将来の財政負担額の可視化や民間のリスク対応能力活用によるリスクの低減等、定性的効果にも期待できる。

上記を踏まえて、本事業をP F I 事業として実施することが適当であると認められるため、P F I 法第7条の規定により特定事業として選定する。